

男女共同参画社会基本法

DV防止法

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

女性活躍推進法

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)

浜松市男女共同参画推進条例

(基本理念)

第3条

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、自己の意思と責任によりそれぞれの生き方を選択し、個性と能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行を見直し、男女が社会における活動において自由な選択ができること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の決定、計画の立案等に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が互いに協力し、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動とが両立できること。
- (5) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、自らの決定が尊重されること及び生涯にわたり心身の健康に配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協力の下に行われること。